

平成24年2月20日(月)から住所の表し方が変わります

みなさんの住所をわかりやすくするため、**2月20日(月)**から住所の表示が同封の通知書のとおり**変わります**。新しい住居表示に慣れるまで多少の混乱もあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

住居表示についてのお問い合わせは
熊野町 建設部 建設課 へ
☎ (082) 820-5607

あなたの住所の表し方が次のようになります

◎住居表示を実施する区域
(街区符号と住居番号を使用)

〈例〉 熊野町〇〇〇一丁目1番1号

1 新しい住所の表し方は……

住居表示を実施する
区域の場合

〈例〉 (実施前) 熊野町 13000番地
地番

(実施後)
◎一般住宅の場合(個別・一戸建)
熊野町 〇〇〇一丁目 1番 1号
町名 街区符号 住居番号

◎集合住宅の場合(アパート・マンション)
熊野町 〇〇〇一丁目 1番 1-101号
町名 街区符号 住居番号
基礎番号又は棟番号

2 本籍と不動産の表し方は……

住居表示を実施する区域の場合

〈例〉	表示	実施する前	実施した後	備考	お問い合わせ先	TEL
住所	熊野町13000番地	熊野町13000番地	熊野町〇〇〇一丁目1番1号	〇〇〇一丁目と街区符号、住居番号を使います。	建設課	820-5607
本籍	熊野町13000番地	熊野町13000番地	熊野町〇〇〇一丁目13000番地	〇〇〇一丁目と今までの地番を使います。	住民課 (住 民 G)	820-5604
土地・建物 (登記)	熊野町13000番地	熊野町13000番地	熊野町〇〇〇一丁目13000番地	〇〇〇一丁目と今までの地番を使います。	税務課 (固定資産税G)	820-5603

証明書について

民生部 住民課
☎ (082) 820-5604

証明書は、住居表示通知書(住所)と本籍表示変更の通知書(戸籍)の2つがあります。

■住居表示変更の証明書について

同封の通知書が、2月20日以降住居表示証明書となりますので大切に保管してください。

■本籍表示変更の通知書について

本籍が変更になる方は、2月20日以降、役場住民課(Tel 820-5604)から戸籍の筆頭者様宛に、郵送で「変更のお知らせの文書」が届きます。

これは、運転免許証の本籍欄変更の証明書として2月20日以降に、警察署等へ提示してください。

▼住居表示通知書



※なお、提出先によっては通知書をコピー(感熱紙コピーは不可)したものも、証明書としてご利用いただけます。

○通知書を紛失された場合

2月20日以降 住居表示証明書もしくは、本籍表示変更の通知書を無料で発行します。

申請手続 場所: 役場住民課及び西出張所(西公民館内)・東出張所(東公民館内)
時間: 開庁時間内(平日 8:30~17:15)

申請できる人及び申請書記載内容

住居表示証明書の場合

- ・誰でも申請して頂けます。
- ・申請者の氏名・住所・電話番号・必要な方の氏名・新住所(旧住所)

本籍表示変更の通知書の場合

- ・筆頭者、同籍者及び直系親族の方のみ申請して頂けます(その他の方は委任状が必要です)。

※本人確認のため、身分証明となるもの(運転免許証・保険証等)をご提示ください。